



建指第 1503 号
2026 年(令和 8 年) 1 月 29 日

一般社団法人茨城県建築士事務所協会会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長



建築物の中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定の変更について（通知）

平素は本県の建築行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、別添のとおり建築基準法（以下「法」といいます。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定を変更し、平成 20 年 2 月 7 日茨城県告示第 158 号で告示した指定は令和 8 年 3 月 31 日限りで廃止するので、貴会会員への周知方について、特段のご配慮をよろしくお願ひいたします。

なお、この指定の変更は、令和 8 年 4 月 1 日以降に法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認の申請がされた建築物について適用し、令和 8 年 3 月 31 日までに申請がされた建築物については、従前の指定によるものといたします。

(問い合わせ先)

茨城県土木部都市局建築指導課

建築グループ担当 中村

TEL 029-301-4727

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定に係る変更の概要

令和8年1月29日

茨城県建築指導課

1 変更理由

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正により、構造規定等の審査・検査対象範囲が拡大されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの
- (2) 県内特定行政庁（県及び9市）における特定工程の統一を図るもの

2 変更内容

- (1) 中間検査を行う木造の住宅に関する規模等の変更
- (2) その他所要の変更

3 適用日

令和8年4月1日

※ 適用日以後に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物について適用し、適用日前に申請がされた建築物については、従前の例による。

茨城県告示第 58 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 中間検査を行う区域

茨城県の区域(法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市の区域を除く。)

第 2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

一の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる用途及び規模のものとする。

- 1 主要構造部が木造である一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又はこれらの用途に供する部分を有する建築物で、地階を除く階数が 2 以上のもの又は床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの
- 2 前項の建築物以外の建築物で、地階を除く階数が 3 以上のもの又は床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの

第 3 指定する特定工程

中間検査を行う建築物（2 以上の建築物が該当する場合は、これらの建築物ごと）の特定工程は、次のとおりとする。

- 1 木造の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事の工程
- 2 鉄骨造の建築物にあっては、1 階の鉄骨の建方工事の工程
- 3 鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が 1 のものにあっては屋根版及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事、地階を除く階数が 2 以上のものにあっては 2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で施工しない場合にあっては、2 階の床及びこれを支持するはりの取り付け工事）の工程
- 4 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、1 階の鉄骨の建方工事の工程
- 5 前各項に掲げる構造のうち 2 以上の構造を併用する建築物にあっては、当該各項に定める工程

第 4 指定する特定工程後の工程

第 3 の指定と併せて指定する特定工程後の工程は、次のとおりとする。

- 1 木造の建築物にあっては、壁の外装工事及び内装工事の工程
- 2 鉄骨造の建築物にあっては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装工事及び内装工事の工程
- 3 鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が 1 の建築物にあっては屋根版及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程、地階を除く階数が 2 以上の建築物にあっては 2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該工事を現場で施工しない場合にあっては、2 階の床及びこれを支持するはりの取り付け部分を覆う工事）の工程
- 4 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートの打込み工事の工程
- 5 前各項に掲げる構造のうち 2 以上の構造を併用する建築物にあっては、当該各項に定める工程

第5 適用除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定を適用しない。

- 1 法第18条の規定の適用を受ける建築物
- 2 法第68条の10第1項の規定に基づき型式適合認定を受けた建築物の部分のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の11第1号に掲げるもの（法第68条の11第1項の認証を受けた者により製造されるものに限る。）を使用した建築物
- 3 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- 4 枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成13年国土交通省告示第1540号）に従った構造の建築物
- 5 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成14年国土交通省告示第411号）に従った構造の建築物
- 6 木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和7年国土交通省告示第250号）に従った構造の建築物
- 7 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項の規定による新築住宅に係る建設住宅性能評価の申請に係る建築物

付 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 平成20年2月7日茨城県告示第158号で告示した建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定は、令和8年3月31日限り、廃止する。
- 3 この告示の施行の日前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物については、なお従前の例による。



茨城県の管轄市町村内で建築を計画されている皆様へ

詳細はHPをご確認ください。



2026年(令和8年)4月1日から 中間検査対象建築物が変わります！

●適用時期

2026年4月1日以降に確認申請がされる建築物

(県内9つの市特定行政庁においても 2026年度上半期中に、同一の指定となる予定です。
適用時期は特定行政庁ごとに異なります。詳しくは各市の担当部局にお問い合わせください。)



茨ひより（茨城県公認VTuber）

●対象建築物

用途・構造	木造住宅 ※1	木造住宅以外
規模	地階を除く階数が2以上 又は 床面積200m ² 超	地階を除く階数が3以上 又は 床面積500m ² 超



※1 一戸建て住宅、長屋、共同住宅又はこれらの用途部分を有する建築物

特定工程等は裏面をご覧ください

●お問い合わせ先

県内9つの市特定行政庁での計画は、各市の担当部局にお問い合わせください。
(水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、
ひたちなか市)

県管轄市町村	担当部局	連絡先
笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	県央建築指導室	029-301-4784
常陸太田市、常陸大宮市、大子町	県北県民センター (建築指導課)	0294-80-3344
鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行県民センター (建築指導課)	0291-33-4113
石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、 つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南県民センター (建築指導課)	029-822-8519
結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市 桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西県民センター (建築指導課)	0296-24-9152
公立学校・倉庫・工場以外の用途で、階数が5以上又は延べ面積 2000m ² 以上のもの（9市特定行政庁を除きます。）	茨城県土木部 都市局建築指導課	029-301-4727

中間検査対象建築物が変わります！

● 指定する特定工程及び特定工程後の工程

※ 2以上の建築物が該当する場合はこれらの建築物ごと

項	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事	壁の外装工事及び内装工事
2	鉄骨造	1階の鉄骨の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装工事及び内装工事
3	鉄筋コンクリート造	地階を除く階数が1の場合 屋根版及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	屋根版及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
		地階を除く階数が2以上の場合 2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で施工しない場合にあっては、2階の床及びこれを支持するはりの取り付け工事）	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該工事を現場で施工しない場合にあっては、2階の床及びこれを支持するはりの取り付け部分を覆う工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	1階の鉄骨の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートの打込み工事
5	併用構造	1の項から4の項までの構造の区分に応じた特定工程	特定工程の区分に応じた特定工程後の工程

● 適用除外

- ⇒ 法第18条の適用を受ける建築物 ※県内の特定行政庁によっては検査対象となる場合があります。（令和8年1月現在 検査対象とする特定行政庁：つくば市）
- ⇒ 法第68条の10第1項の規定に基づき型式適合認定を受けた建築物の部分のうち、建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げるもの（法第68条の11第1項の認証を受けた者により製造されるものに限る。）を使用した建築物
- ⇒ 法第85条の適用を受ける仮設建築物
- ⇒ 枠組壁工法による建築物
- ⇒ 丸太組構法による建築物
- ⇒ 木質接着パネル工法による建築物
- ⇒ いわゆる品確法に基づく新築住宅に係る建設住宅性能評価の申請に係る建築物

● その他留意事項

- ・検査対象建築物を複数に工区分けした場合、すべての工区で検査を実施します。
- ・建築基準法第7条の3第1項第1号に定める「階数が3以上の共同住宅」は、法指定として中間検査が義務付けられています。（地階のある建築物は階数算定に注意が必要です。）